

告 示

埼玉県告示第四百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カ スミ白岡店

埼玉県白岡市西四丁目二―四、二―五、二―六、二―十四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 商品の搬入や廃棄物等の搬出において、アイドリングストップを徹底すると共に、作業に伴う騒音・振動が近隣住民に不快感を与えないようにすること。

(2) 深夜等の作業については必要最小限とし、苦情が発生した場合は直ちに作業を停止し対応にあたること。また、住宅脇や道路上で積み下ろし等苦情の要因となる作業は絶対に行わないこと。

二 縦覧期間

平成三十年四月十三日から平成三十年五月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター